

令和4年

第12回農業委員会総会議事録

令和4年12月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 24名

出 席 委 員（23人）

1番	樋上 豊	2番	白山 一男
3番	土合 正夫	4番	帯刀 眞理子
5番	浅井 満	6番	城石 美枝子
7番	金 賢志	8番	炭谷 一三
9番	森 敏朗	10番	進藤 久司
13番	明石 茂	14番	末永 久義
15番	林 康弘	16番	高橋 吉博
17番	前田 進	18番	竹内 正治
19番	永森 薫	20番	高口 宗範
21番	稲垣 潔	22番	山崎 善夫
23番	堀 正	24番	有沢 敏博
25番	小川 博行		

欠 席 委 員（1人）

11番 栗山 信治

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修

主 査 高木 淳也

副 主 幹 村中 一也

主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時53分

議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「4番 帯刀委員」「5番 浅井委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第1号の説明・表決) —

議長(堀会長)

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請については、原案通り承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、承認することに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号33番について、末永委員から説明をお願いします。

末永委員

議案第3号の申請番号33番について説明します。

申請人の受人は、洋菓子の製造販売業を営んでおり平成18年に会社を設立以降経営規模も徐々に拡大し、従業員は現在25名となっています。特に土日祝日は沢山のお客様が来店され駐車場も不足し、交通誘導員をお願いしている状況です。

渡人である〇〇氏は、〇〇地内で父とともに内科医院を営んできましたが、平成8年新たに独立し開業する目的で転用の許可を受けました。しかし、病気を患い入院を繰り返したことから転用事業が中断してしまいました。そうした中、平成16年に父が亡くなりこれまで〇〇クリニックの院長として、自身の病気の治療を行うとともに経営を続けてきましたが、病状の悪化により令和4年7月末でクリニックを閉院したところです。

〇〇氏は、平成19年より隣接の有限会社〇〇に対し申請地を駐車場として現在まで賃借した上、令和3年には事業用ゴミステーションの増築を承諾するなど、一連の行動を大変申し訳なかったと深く反省しているところです。

このたび、申請地を譲り受けるに際して、従業員駐車場18台及びお客様駐車場として15台分の駐車場整備を行うものです。整備においては境界にフェンスや排水溝を設置することで、土砂の流出など周辺農地に被害を及ぼさないことに加え、地元関係者の同意も得られていることから、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号34番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第3号の申請番号34番について説明します。

申請人の受人は、〇〇地区で平成26年より、主に金属及び廃プラスチックのリサイクル事業を行っています。

事業規模拡大に伴い、平成28年には南側隣接地を、令和3年には西側駐車場を取得し、敷地を拡張してきたところです。しかしながら、最近敷地内にさらに資材等が増大していることから、敷地を囲んでいるフェンスの高さよりはみ出すほどになっている状況です。万一、両サイドの水路や農道に落下するなどして周辺農地等に影響を及ぼすことがあってはならないと考

え、地元自治会とも協議を重ねてきました。

その結果、西側駐車場の南側に隣接する農地を新たな資材置場として取得したいと考え、今回の申請に至ります。整備においては砂利敷きとし、隣接農地との間には擁壁を設置して周辺農地に被害が及ばないようにしますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

明石委員

33番の案件について、現況が雑種地で違反転用の案件である。農地に戻させることはできないのか。

事務局（高木）

土地利用計画や過去の経緯等を踏まえて、県から原状回復の指導があれば、戻してもらおうことになる。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第3号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第4号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

末永委員

中間管理機構への貸し付けが多いが、受け手は大規模な経営をしている方か。

事務局（矢野）

〇〇地区の農地は〇〇、〇〇地区の農地は〇〇で受ける。

永森委員

301番の案件について、有限会社〇〇が借り手となっているが、しっかり耕作するのか。一時期管理の仕方が問題になった。

事務局（矢野）

耕作をするとのことで利用権の設定申出書を出してきている。

議長（堀会長）

最近は噂を聞かないのではないか。

永森委員

最近はそのような噂を聞かないが、過去のようなことがあっては困るので、受けた以上はしっかり耕作していただきたい。

議長（堀会長）

農地の現地確認等も委員活動の一環である。年に1～2回担当地区内の農地について、現地を確認し、記録をするように。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原

案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和4年第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時48分

その他協議・報告事項

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和5年1月6日(金) 午後2時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 委員欠員に伴う募集状況報告
- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行について
- 4 配布資料
 - ・のうねん11月号
 - ・農業委員会手帳

議 長

署名委員

署名委員